

公 示

国土交通省共済組合北海道開発局支部が運営する札幌開発総合庁舎施設の食堂、売店及び清涼飲料水自動販売機において、国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて営業を希望する者の公募について、次のとおり公示します。

令和8年1月15日

国土交通省共済組合
北海道開発局支部長 遠藤 達哉

1 対象業者

国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて、札幌開発総合庁舎施設において食堂、売店及び清涼飲料水自動販売機の営業を希望する者

2 対象施設

施設名称：札幌開発総合庁舎

所在地：札幌市中央区北2条西19丁目

在勤者数：約600名（公示日現在）

年間売上：
・食堂年間売上 約49,100食（直近3カ年平均）
・売店年間売上 約29,800点（直近3カ年平均）
・自動販売機売上 約53,300本（直近3カ年平均）

3 申請に係る資料等の配布及び説明

公示後、食堂、売店及び清涼飲料水自動販売機の営業を希望する方は、申請書等についての個別説明を令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時00分から16時00分の間、札幌開発建設部職員課（電話：011-611-0195）において行いますので、電話で日時を確認の上、必ず受けてください。

なお、資料配布及び説明を受けなかった方は、申請への参加を認めません。

4 営業条件等

別紙のとおり

5 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

6 提出書類

- (1) 北海道開発局支部札幌開発総合庁舎施設（食堂、売店及び清涼飲料水自動販売機）
営業申請書
- (2) 会社概要
- (3) 過去3年間における社会的信用失墜行為の有無
- (4) 店舗別営業開始日一覧表（法人の場合）
履歴書等営業経験年数が確認できる書類（個人の場合）
- (5) 過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況
- (6) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2又は3の3）（写しで可）
- (7) 法人の場合は商業登記簿謄本 個人の場合は身分証明書（市町村発行）及び成年被後見人・被保佐人に「登記されていないことの証明書」（法務局発行）（同上）
- (8) 経営規模等調査票
- (9) 直近3年分の決算書 法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
- (10) 暴力団排除に関する誓約書
- (11) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- (12) 提案書（A4版）

以上。詳細については、上記3の個別説明時に説明します。

7 申請書受付

- 提出方法： 持参、郵送（書留郵便に限る。）
受付期間： 令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）まで
受付時間： 「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く平日の
9時00分から16時00分まで
受付場所： 札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部職員課（5階）

8 委託業者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、委託業者を決定します。

9 その他留意点

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用することはありません。
- (4) 採用されなかった提案書については、原則、返却します。（返却を希望しない提案者は、その旨を提出する際に申し出願います。）
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効とします。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」
(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、共済組合との契約関係は生じません。
- (8) 提出期限までに札幌開発建設部職員課に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されませんので留意願います。

- (9) 提案書を特定しなかった応募企業に対しては、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面で通知します。
- (10) 上記(9)の説明は、実施部局として説明責任を果たす趣旨であり、別途行われる特定手続や契約手続の執行を妨げるものではありません。

照会先 : 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部 職員課
電話(011)611-0195 担当 池田(いけだ)、浜(はま)

国土交通省共済組合北海道開発局
支部 札幌開発総合庁舎施設（食堂、
売店及び清涼飲料水自動販売機）
営業申請関係書類

令和8年1月15日
札幌開発建設部 職員課

目 次

- 1 営業条件と施設概要 (配置図等を含む)
- 2 提出書類一覧及び提出書類様式
- 3 提案書記載内容
- 4 選定方法

営業条件（食堂及び売店）

【共通事項】

項目	営業条件
施設の目的	職員の福利厚生の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスを提供し、職員及び来庁者の利便に資することを目的とする。
営業開始予定日	令和8年4月1日予定。ただし、食堂・売店については、当部との打合せによって双方が合意すれば、営業開始予定日の変更は可能である。
衛生管理等	営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守し、衛生管理及び安全管理は使用許可業者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、必要に応じて原則として1度に限り、使用許可期間を更新し業務を行うことができるものとする。
報告事項等	食堂等経営委託契約書（案）による。
価格改定	事前に札幌開発建設部職員課と協議すること。
施設使用料	施設使用料は徴収しない。
光熱水料	施設経営に係る光熱水料等諸経費は、施設使用業者が負担する。なお、負担額算定のため、使用量測定計器が必要な場合は、施設使用業者が設置すること。
庁舎への出入等	庁舎の管理に関する規程に従うものとする。
目的外使用等の禁止	使用を許可された施設・備品等の第三者への譲渡、貸与及び使用目的以外の使用は原則禁止する。なお、施設・備品等については、善良たる管理者の注意義務でこれを管理すること。
その他の	<ul style="list-style-type: none">①施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は施設使用業者が行うこと。②従業員の身分保障、健康管理及び服務規律は施設使用業者の責任において行うこと。③契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。④本条件に記載のない項目については、別途協議する。

【食 堂】

項 目	営 業 条 件
営 業 日	原則として、「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
営 業 時 間	11:00から14:00までとする。ただし、当部との打ち合わせによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サ ー ビ ス 方 式	セルフサービスとするが、別途提案は受け付ける。
精 算 方 法	現金又は券売機による食券の購入とするが、別途提案を受け付ける。
メ ニ ュ ー	米類及び麺類を含む和洋中を提供すること。なお、常時提供する品目は10品目以上であること。
提 供 價 格	おおむね定食600円程度、麺類500円程度を基準とすること。
施 設 及 び 物 品	食堂の施設及び物品（以下「施設等」という。）は、既存のものを使用させる。その他運営上必要な備品類は、施設使用業者が用意すること。なお、施設等に係る通常の補修は、原則として施設使用業者において行うものとする。
消 耗 品 類	利用に供する施設等以外の鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、施設使用業者が用意すること。
そ の 他	① 営業において発生した廃棄物の処理は、施設使用業者が行うこと。 ② 食事スペースのテーブル及び椅子は利用可能とするが、営業後に清掃すること。

【売 店】

項 目	営 業 条 件
営 業 日	原則として、「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
営 業 時 間	9:00から15:00までとする。ただし、当部との打ち合わせによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
精 算 方 法	現金とするが、別途提案を受け付ける。
販 売 品 目	菓子、食料品及び日常雑貨等職員の需要とする商品とする。なお、煙草の販売は認めない。

営業条件（清涼飲料水自動販売機）

1 自動販売機の規格及び条件

（1）大きさ

設置面積は、貸付面積の範囲内とし、事前に設置場所を確認すること。

（2）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」、「人感センサー」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

（1）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとすること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内施設であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めるものとすること。

（2）自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

（1）販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

（2）販売価格

標準小売価格を上回らない価格とすること。

4 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量について、施設使用業者が負担する。

5 売上手数料

徴収しない。

6 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部の指示に従うものとする。

7 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合、設置前の原状に回復すること。

8 自動販売機設置に伴う事故

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部の責による場合を除き、設置者がその責を負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部の責に帰する事が明らかな場合を除き、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 その他

正面玄関に設置する自動販売機（別紙配置図自動販売機置場④が該当）については、「札幌開発建設部おしらせ道ねっと」機能を搭載した機種を設置すること。

施設概要

- 1 履行場所名称 札幌開発総合庁舎（札幌開発建設部）
- 2 住 所 札幌市中央区北2条19丁目
- 3 庁舎在庁者数 約600名
- 4 食堂、売店及び飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 5 食堂、売店の面積 275.51m² (売店18.26m²を含む)
- 6 飲料水自動販売機の設置可能（転倒防止措置等を含めた面積）

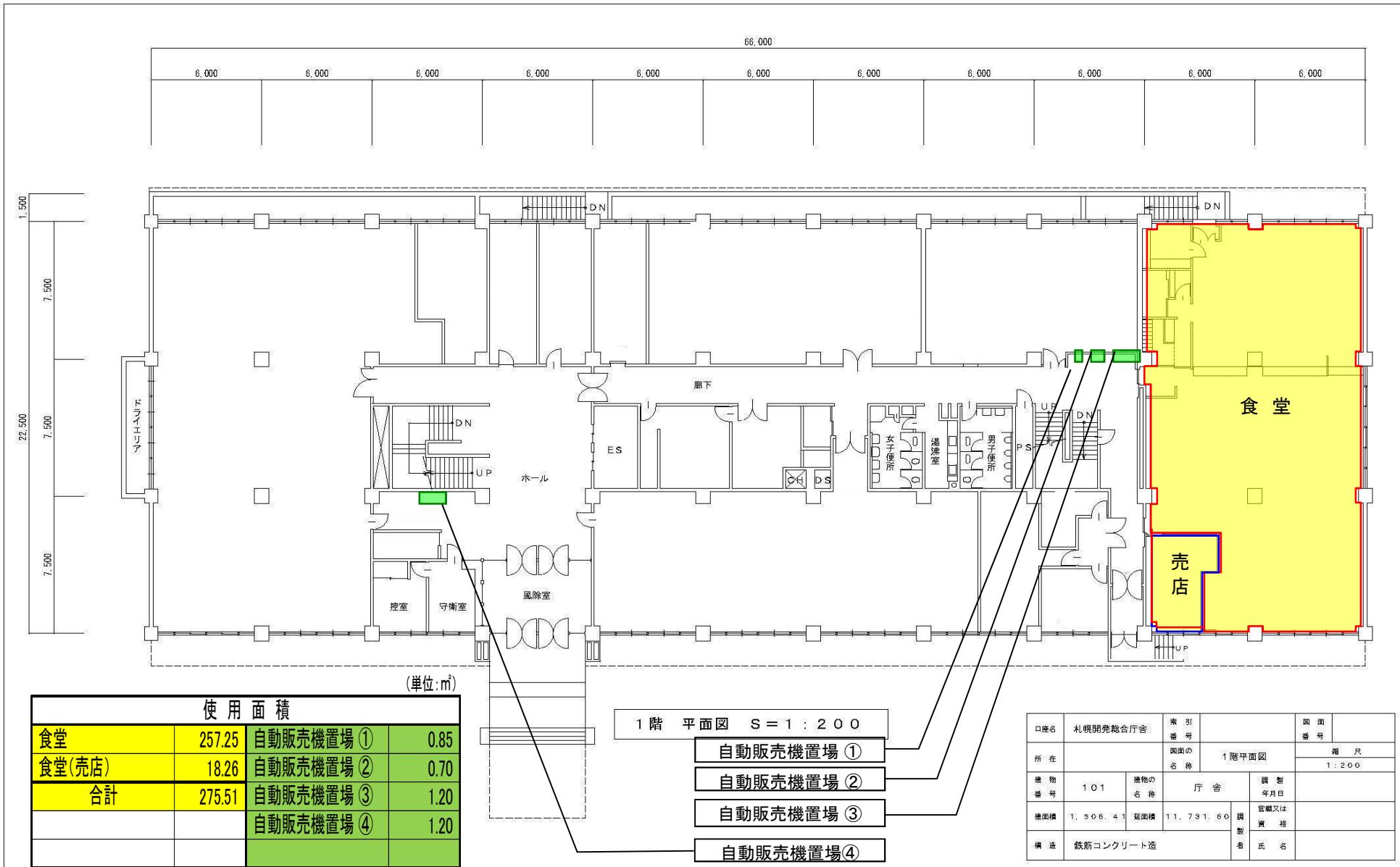
① 面 積	0. 85m ² (W0.85m×D1.00m)
高 さ	1. 9m未満
② 面 積	0. 70m ² (W0.70m×D1.00m)
高 さ	1. 9m未満
③ 面 積	1. 20m ² (W1.20m×D1.00m)
高 さ	1. 9m未満
④ 面 積	1. 20m ² (W1.20m×D1.00m)
高 さ	2. 2m未満
⑤ 面 積	1. 17m ² (W1.17m×D1.00m)
高 さ	2. 2m未満
⑥ 面 積	0. 77m ² (W1.10m×D0.70m)
高 さ	2. 1m未満
⑦ 面 積	1. 32m ² (W1.20m×D1.10m)
高 さ	2. 2m未満

7 札幌開発総合庁舎（札幌開発建設部）の位置図



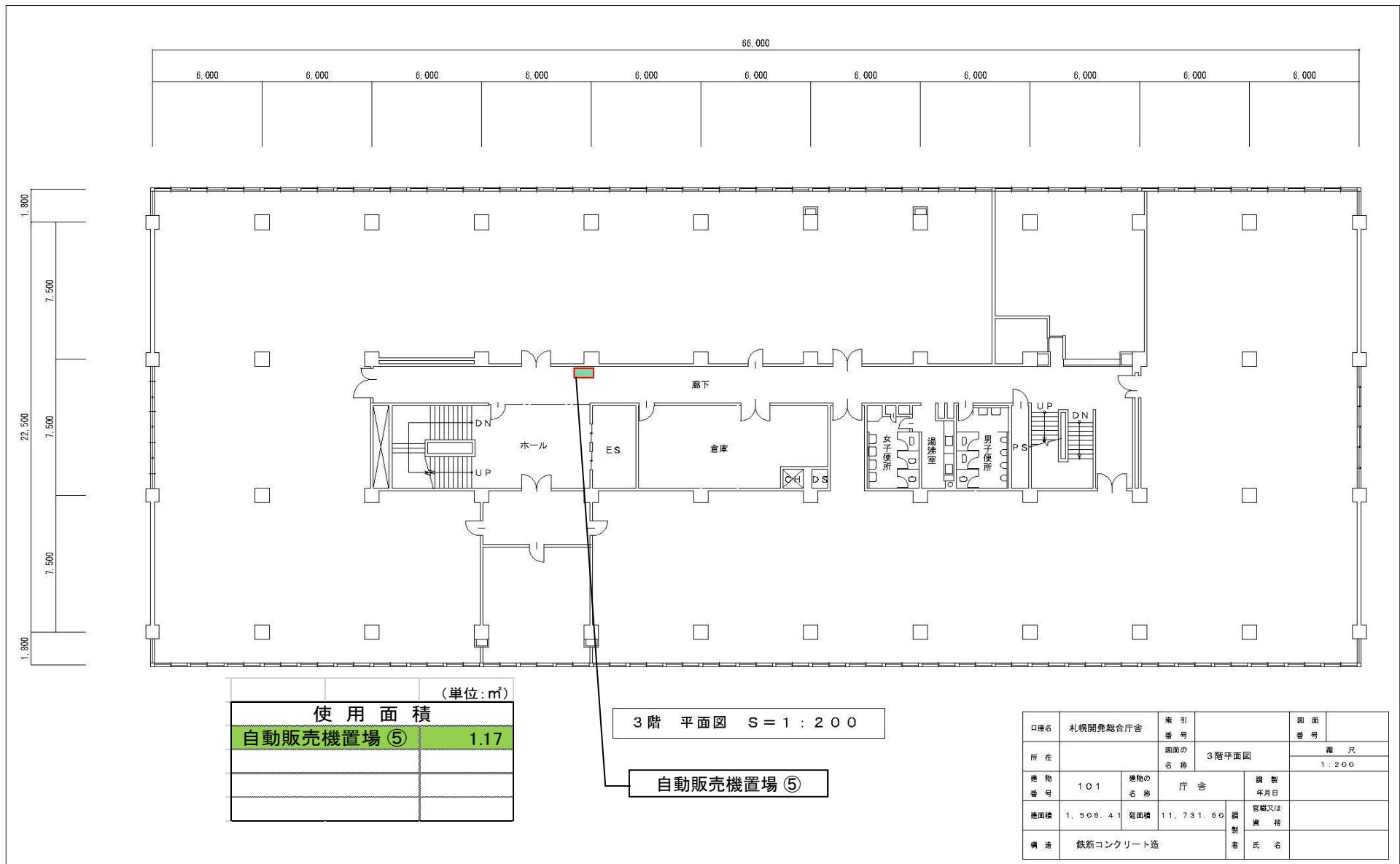
口 座 名 札 幌 開 発 総 合 丂 倉

名 称 衙 舍



口 座 名 札 幌 開 発 総 合 庁 舎

名 称 衙 厅

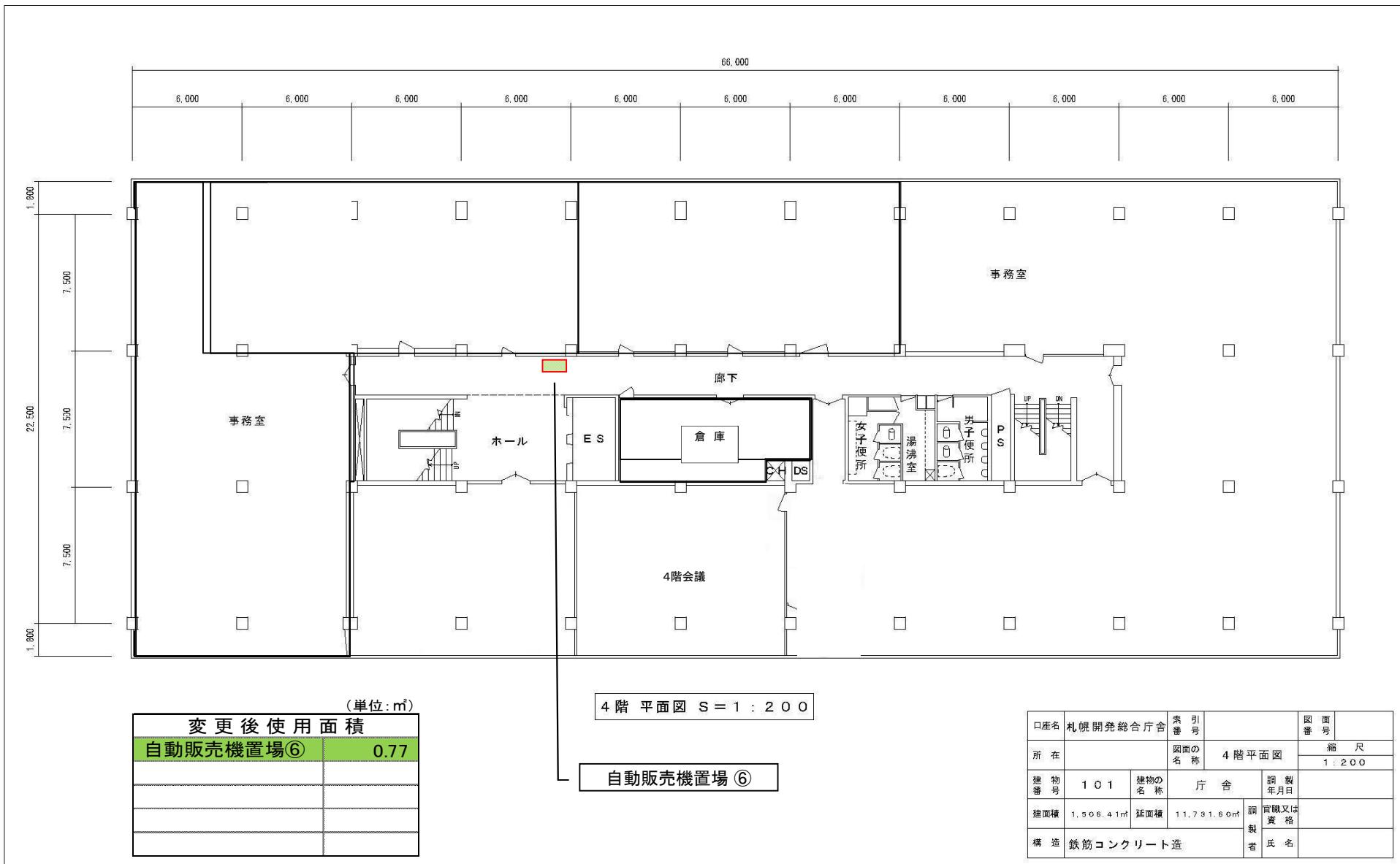


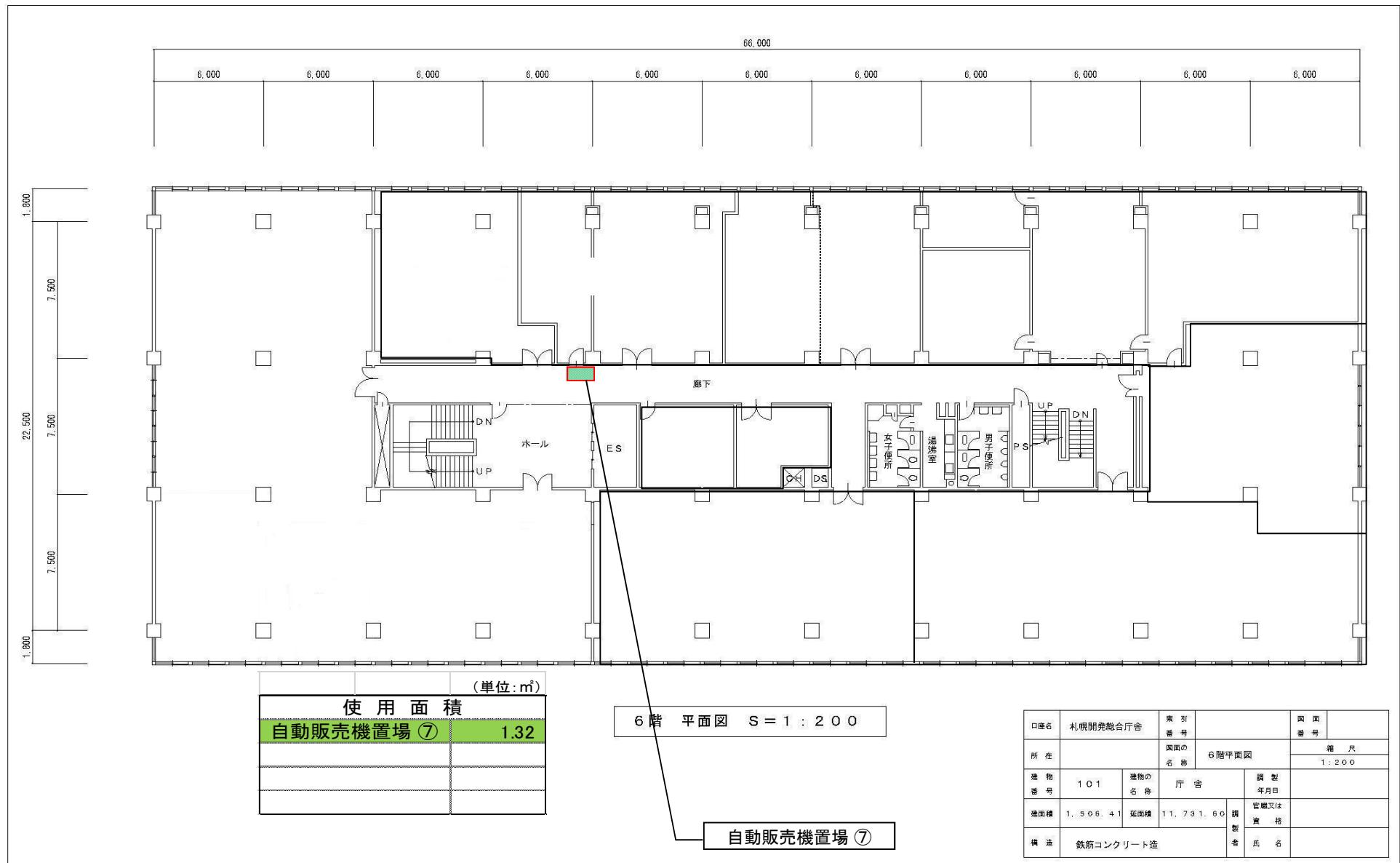
口座名

札幌開発総合庁舎

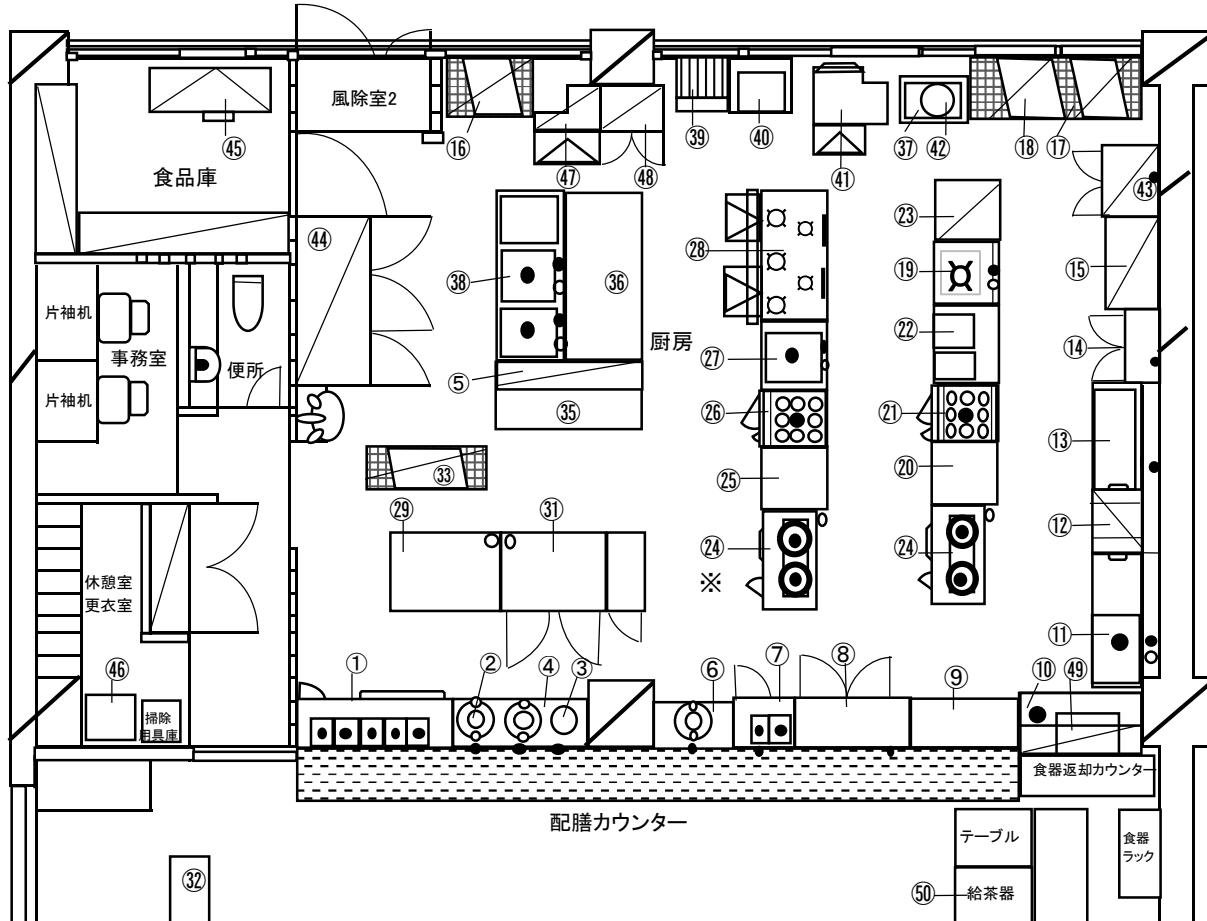
名 称

庁舎





札幌開発総合庁舎食堂 施設及び物品一覧表



	名称	仕様	数量	交換不可		名称	仕様	数量	交換不可
1	電気ウォーマーテーブル	1/2ホテルパン×5	1	○	28	ガスレンジ		1	○
2	電子ジャー	9リットル	1	○	29	調理台	下部:引戸式	1	
3	スープジャー	8リットル	1	○	30	欠番			
4	作業台		1		31	テーブル型温蔵庫	ガラス扉	1	○
5	二段棚		1		32	テーブル	キャスター付	1	
6	作業台		1		33	シェルフ	キャスター付 棚8段	1	
7	電気ウォーマーテーブル	1/2ホテルパン×1 1/3ホテルパン×1	1	○	34	欠番			
8	冷蔵コールドテーブル	240リットル	1	○	35	調理台	下部:引出式	1	
9	調理台	下部:引戸式	1		36	調理台		1	
10	シャワーシンク		1	○	37	洗米シンク		1	○
11	ソイルドテーブル	ラックレール取り付け	1	○	38	水切付二槽シンク	ドライ仕様	1	○
12	小型ドアタイプ自動食器洗浄機	70~130秒/ラック	1	○	39	ガス自動フライヤー	油量23リットル	1	○
13	クリーンテーブル		1		40	調理台	下部:引出式	1	
14	電気式食器消毒保管庫	カゴ収納数10個	1	○	41	ガス立体炊飯器	4.2~7kg×2段	1	○
15	食器戸棚		1		42	(使用不可)水圧洗米器	14kg(1斗)	1	
16	シェルフ		1		43	冷凍庫		1	○
17	シェルフ		1		44	冷凍冷蔵庫	F:235L R:1365L	1	○
18	シェルフ		1		45	冷凍ストッカー	463リットル	1	○
19	ローレンジ		1	○	46	洗濯機		1	○
20	調理台	下部:両面引戸式	1		47	製氷機		1	○
21	角形ゆで麺器	58リットル	1	○	48	乾燥機付きまな板殺菌庫	包丁20本、まな板5枚	1	○
22	調理台	下部:引出引戸付	1		49	トレー返却棚	平棚2段	1	
23	シェルフ	棚8段 キャスター付	1		50	給茶器		1	○
24	(※は使用不可)ウォーマー	キッチンポット H300 容量21L	2	○	51	テレビ(テーブル、アンプ、スピーカー付)	パナソニックMUSE-NTSCTH32WD10	1	
25	調理台		1		52	食堂用テーブル		32	
26	角形ゆで麺器	63リットル	1	○	53	食堂用椅子		120	
27	一槽シンク	ドライ仕様	1	○	※ 51~53は食堂飲食スペースに設置				

※ ○は通常の使用において補修が生じた場合に交換不可のもの。ただし、電気・ガス・上下水道に係る部分のみは発注者が行う。

提出書類一覧

【提出書類】		提出部数	備考
(1)	北海道開発局支部札幌開発総合庁舎施設（食堂、売店及び清涼飲料水自動販売機）営業申請書	1部	
(2)	会社概要	1部	様式1
(3)	過去3年間における社会的信用失墜行為の有無	1部	様式2
(4)	店舗別営業開始日一覧表	1部	様式3
(5)	過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況	1部	様式4
(6)	法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2又は3の3）（※写しで可）	1部	
(7)	法人の場合 → 商業登記簿謄本（※写しで可） 個人の場合 → 身分証明書（市町村発行）及び成年被後見人・被保佐人に「登記されていないことの証明書」（法務局発行）（※写しで可）	1部	
(8)	経営規模等調査票	1部	様式5
(9)	直近3年分の決算書 賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（法人の場合） 決算等財務状態が確認できる書類（個人の場合）		
(10)	暴力団排除に関する誓約書	1部	様式6
(11)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況	1部	様式7
(12)	提案書（A4版） 記載内容は別添のとおり	1部	

令和 年 月 日

国土交通省共済組合

北海道開発局支部長 遠藤 達哉 殿

(申請者)

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

北海道開発局支部札幌開発総合庁舎施設（食堂、売店及び清涼飲料水自動販売機）
営業申請書

上記の食堂、売店及び清涼飲料水自動販売機の営業を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違しないことを誓約します。

※1 代表者印は、登録印を押印すること。

※2 以下を記入することで押印不要。

本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)

担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

(様式 1)

会 社 概 要

商号又は名称	
所在地	
創業開始年月日	
資本金等	
事業内容	
事業の特色	
主な営業区域	
従業員数	
特記事項	

※ 会社概要に係るパンフレット類がある場合には1部添付すること。

(様式2)

過去3年間における社会的信用失墜行為の有無

発生年月日	具体的内容

※ 該当がない場合には、必ず「該当なし」と記入すること。

(様式 3)

店舗別営業開始日一覧表

主な店舗				
店舗名（官署名）	所在市町村	営業開始年月	施設規模	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※主な店舗欄は10まで記入すること。

※施設規模欄は、契約している官署、会社等の利用者数を記入すること。

(様式4)

過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況

発生年月日	具体的内容

※該当がない場合には、必ず「該当なし」と記入すること。

(様式 5)

経営規模等調査票

令和 年 月 日

商号又は名称				本社(店)所在地			
経営規模	年間売上高	令和4年度分 年月～年月	令和5年度分 年月～年月	令和6年度分 年月～年月	合計	年間平均	
		千円	千円	千円	千円	千円	
自己資本金	区分		直前決算時		余剰(欠損)金処分		合計
	資本金		千円		千円		千円
	新株式払込金等		千円		千円		千円
	準備金・積立金		千円		千円		千円
	次期繰越利益(損失)金		千円		千円		千円
	合計		千円		千円		千円
	従業員数 (常時勤務する従業員数)		従業員総数 人		店舗総数 店		1店舗平均従業員数 人
経営比率	流動比率	区分	令和4年度 決算時	令和5年度 決算時	令和6年度 決算時	合計	3年間平均
		流動資産	千円	千円	千円	千円	千円
		流動負債	千円	千円	千円	千円	千円
	3年間平均流動資産 千円		× 100 =		%		
	3年間平均流動負債 千円						
	総資本経常利益率	区分	令和4年度 決算時	令和5年度 決算時	令和6年度 決算時	合計	3年間平均
		総利益	千円	千円	千円	千円	千円
総資本		千円	千円	千円	千円	千円	
3年間平均総利益 千円		× 100 =		%			
3年間平均総資本 千円							
営業年数	創業	休業(廃業)の期間		現組織への変更		営業(経験)年数	
	年月	年月～年月		年月		年	
衛生管理状況	調理師の配置状況		総人數	総店舗数	1店舗平均人員		
	栄養士の配置状況		総人數	総店舗数	1店舗平均人員		
	保健所等からの 表彰状況		過去3ヶ年の総回数	表彰店舗総数	表彰店舗数平均		
保健所等からの 指摘状況		過去3ヶ年の総回数	指摘店舗総数	指摘店舗数平均			

※直近3カ年の決算書に基づき記載すること。

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

国土交通省共済組合

北海道開発支部長 遠藤 達哉 殿

住所

商号又は名称

代表者指名

印

私は、下記の事項について誓約します。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。

※1 代表者印は、登録印を使用すること。

※2 以下を記入することで押印不要。

本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)

担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※ 1～3 の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（北海道労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるばしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ エルボン 3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ エルボン 2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ エルボン 1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日から令和4年3月31までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

提案書の記載内容について

1	商品の構成及び価格
	食堂において提供するメニュー及びその価格がわかるもの。 自動販売機（飲料水）において提供する商品とその価格がわかるもの。 (別添1、2に記載)
2	サービスの構成・価格
	食堂で予定しているサービス及び予定している価格 (該当する場合のみ別添1に記載)
3	従業員の教育・訓練
	従業員の教育・訓練等についての考え方や体制等についてわかるもの。
4	クレーム等への対応
	利用者からのクレーム・要望等に対する体制等がわかるもの。
5	安全・食品衛生
	利用者・従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応策がわかるもの。
6	食堂及び自動販売機の収支計画
	向後1年間の収支計画を作成すること。 (別添3に記載)
7	省エネルギーへの配慮
	省エネルギーについて特に工夫した点等があれば記載すること。
8	廃棄物の回収方法及びそれに対する工夫点等
	食堂及び自動販売機で販売する商品や包装等から発生する廃棄物について回収・処理するための方法及びそれに対する工夫点等について記載すること。
9	食堂利用における発券及び料金徴収方法
	券売機の配置又は食券販売などの方法を提案すること。
10	その他利用者の利便性に配慮した工夫及び提案等
	特にPRすべき事項等があれば記載すること。 (例：利用者の健康に配慮しメニューにカロリー表示をする 等)

販売品目と価格設定（食堂）

*常時提供するメニューのみを記載してください。

販売品目と価格設定（自動販売機）

* 販売可能な商品ではなく、自動販売機を設置したとき、販売機に入れ販売する商品を記載してください。
また、商品は分類毎に記載してください。

自動販売機の収支計画（1年間）

科目	金額（円）	備考
売上高 A		* 売上高の根拠となる年間売上数を次のとおり記載してください。 年間売上数～〇本/月 × 12月 =〇〇本
売上原価 B		
売上総利益 C (A - B)		
販売費・一般管理費 D		
営業利益 E (C - D)		

* 在庫者数等を勘案して、収支計画を記載してください。

札幌開発総合庁舎において食堂、売店及び清涼飲料水 自動販売機の営業を希望する者の選定方法（審査基準等）

1 審査方法

- ① 公募に参加した事業者から提出された申請書類に基づき、第1次審査において「経営内容」、第2次審査では国公募（技術点）に準じた評価項目により審査を行う。
- ② 審査項目についての評価は、共済経営委託業者選定委員会事務局にて行い、結果を集計した「経営委託業者選定審査表」を経営委託業者選定委員会に提出する。
- ③ 経営委託業者選定委員会は、事務局から提出のあった「経営委託業者選定審査表」を基に事業者を選定する。

2 審査項目及び審査基準

【第1次審査】

提出された申請書類に基づき、下記の項目について審査を行う。

なお、第1次審査内容を通過した事業者についてのみ、第2次審査対象業者とする。

審査項目	審査内容
経営内容	<p>① 財産状態</p> <p>直近3期分の決算において、債務超過になっていないこと。 なお、債務超過になっている場合、財務状況改善の見込みが厳しい状況ないこと。</p> <p>② 営業種目</p> <p>商業登記簿等により、営業種目が業務内容に含まれていること。</p> <p>③ 信用状態</p> <p>過去に社会的信用を失墜するような行為がなされていないこと。</p> <p>④ 店舗数及び店舗の配置状況</p> <p>石狩・空知管内に店舗又は営業所等を有していること。</p> <p>⑤ 衛生管理</p> <p>過去3年以内に官公庁等からの指摘を受けていないこと。</p> <p>⑥ 従業員数</p> <p>経営上、支障のない従業員数を有していること。</p> <p>⑦ 売上高又は事業収入高</p> <p>売上高の前期比及び前々期比が激変（前期比マイナス20%以上目安）していないこと。</p> <p>⑧ 納税金額</p> <p>法人税、所得税及び消費税に滞納額がないこと。</p> <p>⑨ 経験年数</p> <p>同業種で、3年以上の実績があること。</p>

【第2次審査】

提出された提案書のうち、第1次審査を通過した事業者を対象に評価を行う。
評価項目については、公募に参加する事業者に混乱が生じないよう、国公募
(総合評価落札方式) における技術点と同様の評価項目とする。

■ 評価項目は以下のとおりとする。 (100点満点)

- 1 食堂・売店における利用者に対する利便性・有益性及び営業企画の独自性
利用者に対する利便性、有益性及び食堂・売店経営に当たって工夫・企画している提案について、評価に値する項目数に応じて加点する。 (40点満点)
【例：売店での弁当等テイクアウト商品の販売、イベント等による特別メニューや季節メニューの提供、電子マネーの導入など】
- 2 食堂販売商品の品目数 (常時提供する品目が10品以上であること。)
食堂販売商品の品目数に応じて加点する。 (15点満点)
- 3 食堂・売店における安全及び衛生対策
効果的な安全・衛生対策に応じて加点する。 (10点満点)
【例：安全衛生マニュアルの作成、社員教育・研修会の実施など】
- 4 清涼飲料水自動販売機の販売品目 (延べ販売品目が15品以上であること。)
販売商品の品目数に応じて加点する。 (15点満点)
- 5 清涼飲料水自動販売機の商品値引率 (販売商品全ての平均値とする。)
販売商品の値引率に応じて加点する。 (20点満点)

食堂等經營委託契約書（案）

第1条 委託者は、北海道開発局札幌開発建設部に勤務する国土交通省共済組合の組合員の福祉の増進に資する目的をもって、組合員等に良質かつ低廉な飲食品及び物資の提供をするため、食堂等の経営を受託者に委託する。

2 受託者は、食堂等の経営にあたり、関係法令、規則を遵守するとともに、共済組合の委託業者としての品位及び秩序の保持に努め、前項の趣旨に沿うよう最善の努力をしなければならない。

3 受託者は、業務の履行にあたって知り得た秘密や個人情報を、第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない

第2条 受託者は、食堂等の経営の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は請負わせてはならない。

第3条 委託者は、別途、覚書に定めるところにより、国の施設及び物品（以下「施設等」という。）を受託者の使用に供する。

2 受託者は、委託者から貸与される施設において増改築等に伴い移設が必要となった場合は、受託者の負担において移設を行うこととする。

第4条 受託者は、善良な管理者の注意をもって施設等を使用し、特に火災及び盜難の予防に万全を期するものとする。

2 受託者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を滅失又は毀損したときは、委託者の定めるところにより「損害を賠償」なければならない

第5条 受託者は、施設等の全部若しくは一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは食堂等

以外の用に供してはならない。

第6条 受託者は、施設等について、その使用計画を変更し又は修繕、模様替え等の行為をしよ

うとするときは、あらかじめ文書をもって委託者の承認を受けなければならない。

第7条 受託者は、食堂等の営業時間、サービスの方法及び飲食品の種類、品質、分量、規格、

販売価格等を定めようとする場合は、文書をもって委託者の承認を受けるものとし、その詳細は別途、覚書の定めるところによる。

第8条 受託者は、食堂等の経営に使用する従業員の身元保証、健康管理、就業等のすべての事項に関して、その責に任ずるものとする。

2 委託者は、保健衛生及び風紀その他の理由により、必要と認めるときは、受託者の従業員の就業禁止、その他必要な措置を講ずることができる。

第9条 受託者は、食堂等の経営に伴う次の経費を負担するものとする。
人件費、保健衛生費、飲食材料費、施設等以外の什器費、備品費、被服費、消耗品費、公租公

課、光熱水料、施設等にかかる通常の補修費、その他食堂等の経営に必

第10条 委託者は、受託者に対し食堂等経営の委託に伴う報酬、その他いかなる対価をも支払

はない。

第11条 受託者は、経営上の商取引について、一切自己の名義でこれを行い、委託者の名義を使用し、また、これを専用したいものとする。

2 受託者は、経営上の商取引その他の対外関係について、委託者の信用をそこなうような行為を行わないとともに営業に伴う一切の結果について責任を負うものとする。

3 受託者は、この契約に違反して委託者に損害を与えたときは、委託者の定めるところによりその損害を賠償しなければならない

第12条 受託者は、営業を開始するとき及び契約を更新するとき並びに委託者が必要と認めるときは、原価見積書（別紙様式第1号）を委託者に提出するものとする。

- 2 受託者は、売上日計表及び売上月計表（別紙様式第2号）、毎月の収支計算書（別紙様式第3号）を翌月10日までに委託者に提出するものとする。
 - 3 受託者は、事業年度末の損益計算書（別紙様式第4号）を翌事業年度の5月31日までに委託者に提出するものとする。
 - 4 委託者は、食堂等の経営状況について、毎年度末及び必要と認めるときは監査をし、改善を指示することができる。
 - 5 委託者は、施設等の使用状況又は現状等について隨時実地調査をし、報告を求め、その施設等の維持、保全又は使用の方法等について指示することができる。
- 第13条 委託者は、受託者の企業努力に基づき発生する適正な利潤以上に利益が生じるときは、品目の価格を検討し、その改正を指示することができる。
- 第14条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
契約は、必要に応じて原則として、同一の条件により一度に限り更新することができる。
- 第15条 委託者は、この契約の有効期間中といえども、受託者がこの契約に定める義務を履行しなかったときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、受託者が次のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。
- 3 受託者は、委託者に対し前2項の契約の解除による異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償、その他一切の請求をすることができない。
- 第16条 委託者及び受託者のいずれか一方が、自己の都合により契約を解除しようとするときは、2ヶ月前に文書をもって申し立て、この契約を解除することができる。
- 第17条 契約期間が満了したとき又は前2条の規定により、この契約が解除されたときは、受託者は、委託者の定めるところにより施設等を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 前項の場合において、受託者はこの契約に基づき投じた有益費等、一切の費用があつても、これを委託者に請求し、又は異議の申立て、損害賠償、その他一切の請求をすることができない。
- 第18条 この契約について、委託者と受託者とが協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は委託者と受託者との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決のあつせんを求めるものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、委託者と受託者平等の負担とする。
- 第19条 この契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。
- 第20条 この契約書に定めるもののほか、必要な細部事項については、覚書に定める。
- 第21条 この契約に定めていない事項については、必要な都度、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、委託者及び受託者双方が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和8年 月 日

委託者 札幌市北区北8条西2丁目
国土交通省共済組合
北海道開発局支部長 遠藤 達哉

受託者

(別紙様式第1号)

原 価 見 積 書

施設名

(単位: 円)

住 所

氏名

売上日計表

施設名 札幌開発総合庁舎 食堂

令和 年 月 日 (上 中 下 旬) 分

(別紙様式第2号)

壳上月計表

※壳店・自動販売機用 年 月 分

施設名

(単位: 円)

住 所

氏名

(別紙様式第3号)

收 支 計 算 書

年 月分

施設名

(単位: 円)

住 所

氏名

(別紙様式第4号)

令和 年度 損益計算書

施設名

(単位: 円)

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

住 所

氏名

覚書（案）

令和 8 年 月 日付け国土交通省共済組合北海道開発局支部札幌開発総合庁舎施設における食堂等経営委託契約書第 3 条、第 7 条及び第 20 条に基づく附帯事項を次のとおり約定する。

記

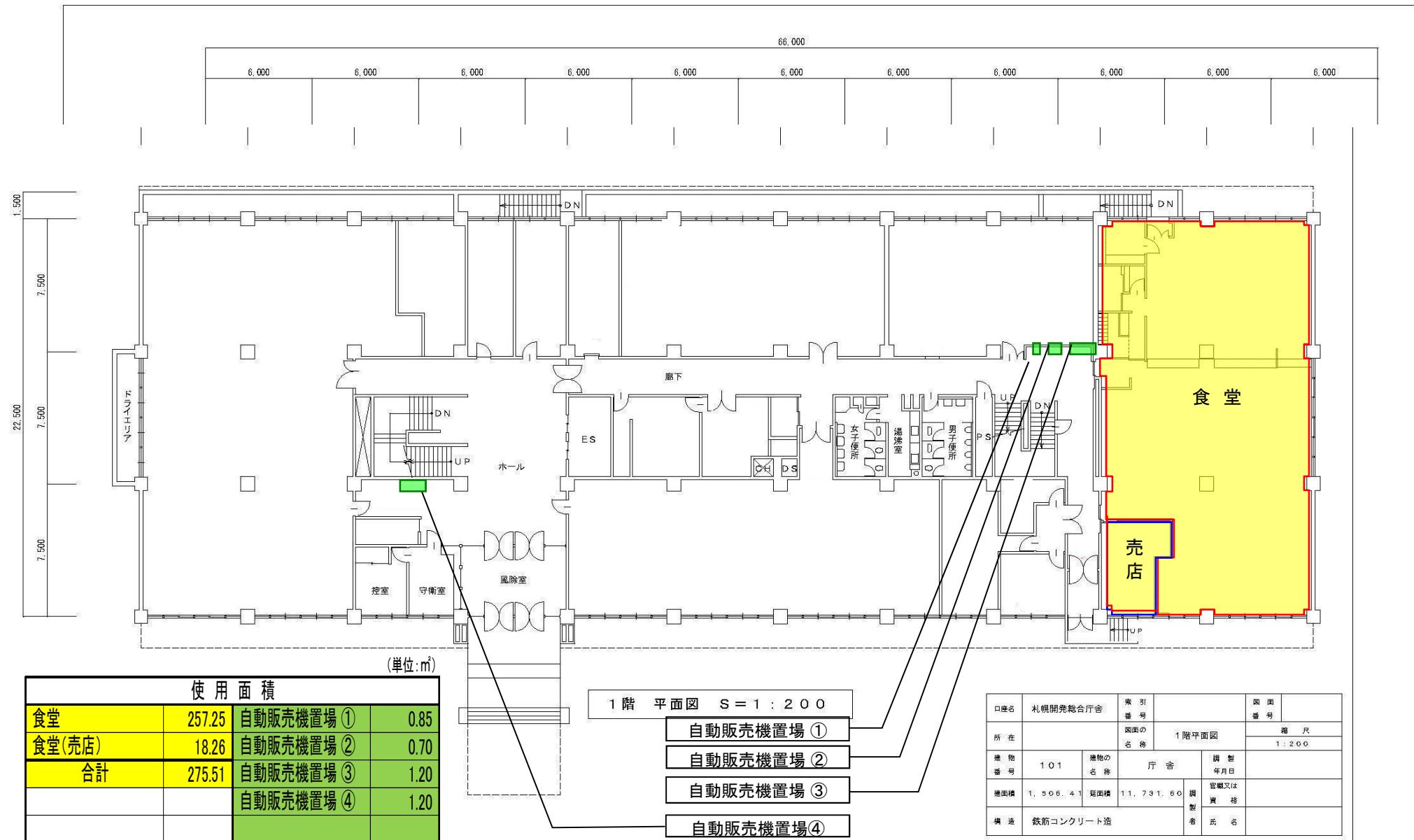
- 受託者に貸与する施設は、別紙 1（図面・目録）に記載したとおりとする。
- 営業時間は、次のとおりとする。
 - 食堂 11 時 00 分から 14 時 00 分までとする。
 - 売店 09 時 00 分から 15 時 00 分までとする。
 - 自動販売機 年中無休で 24 時間営業とする。
ただし、受託者は委託者の指示があったとき、又は委託者の承認を得たときは、この時間の延長若しくは短縮をすることができる。
- 販売品目及び価格は、次のとおりとする。
ただし、その他の品目等については、その都度、委託者と受注者とが協議して定める。
 - 食堂 別紙 2 とおり
 - 自動販売機 別紙 3 のとおり
- 販売商品、見本及び価格は、一定の場所に表示すること。
- 受託者の負担する光熱水料は、使用料相当額を負担すること。
- 受託者が提出する書類については、国土交通省共済組合北海道開発局支部札幌開発建設部所属所を経由して提出すること。
- その他必要のある事項は、委託者と受託者とが協議して定める。

令和 8 年 月 日

委託者 札幌市北区北 8 条西 2 丁目
国土交通省共済組合
北海道開発局支部長 遠藤 達哉
受託者

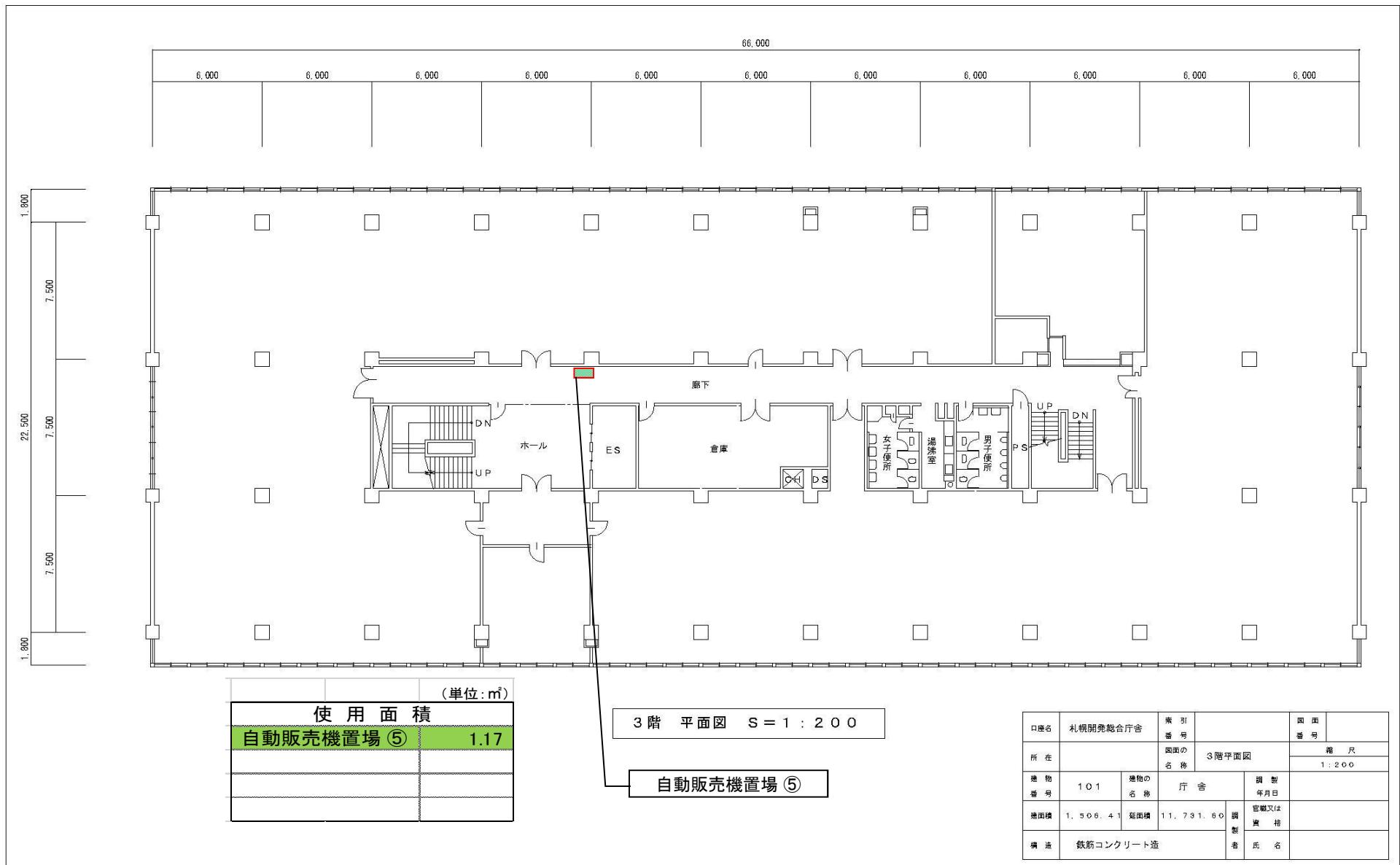
口座名 札幌開発総合庁舎

名称 庁舎



口 座 名 札 幌 開 発 総 合 庁 舎

名 称 衙 厅

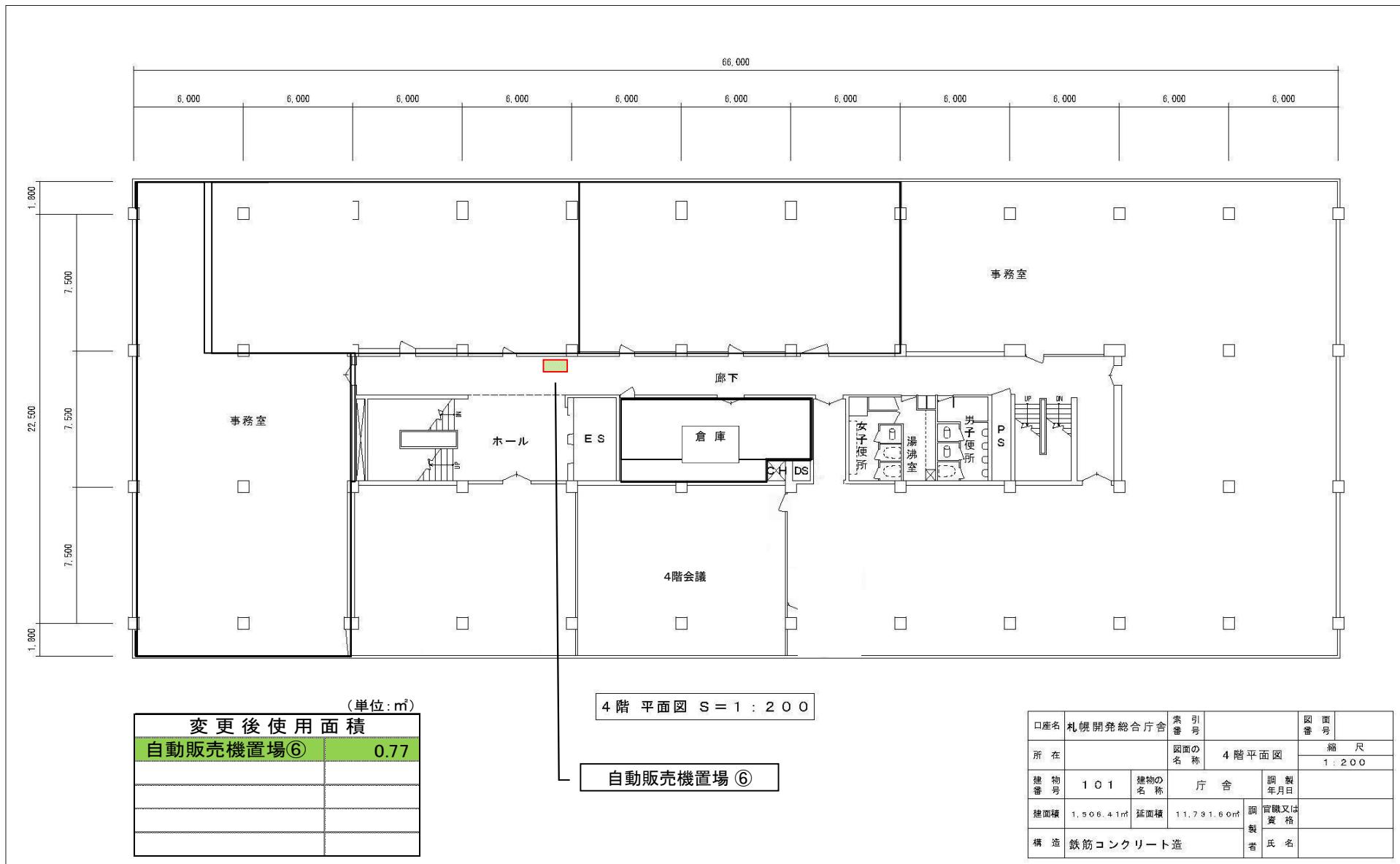


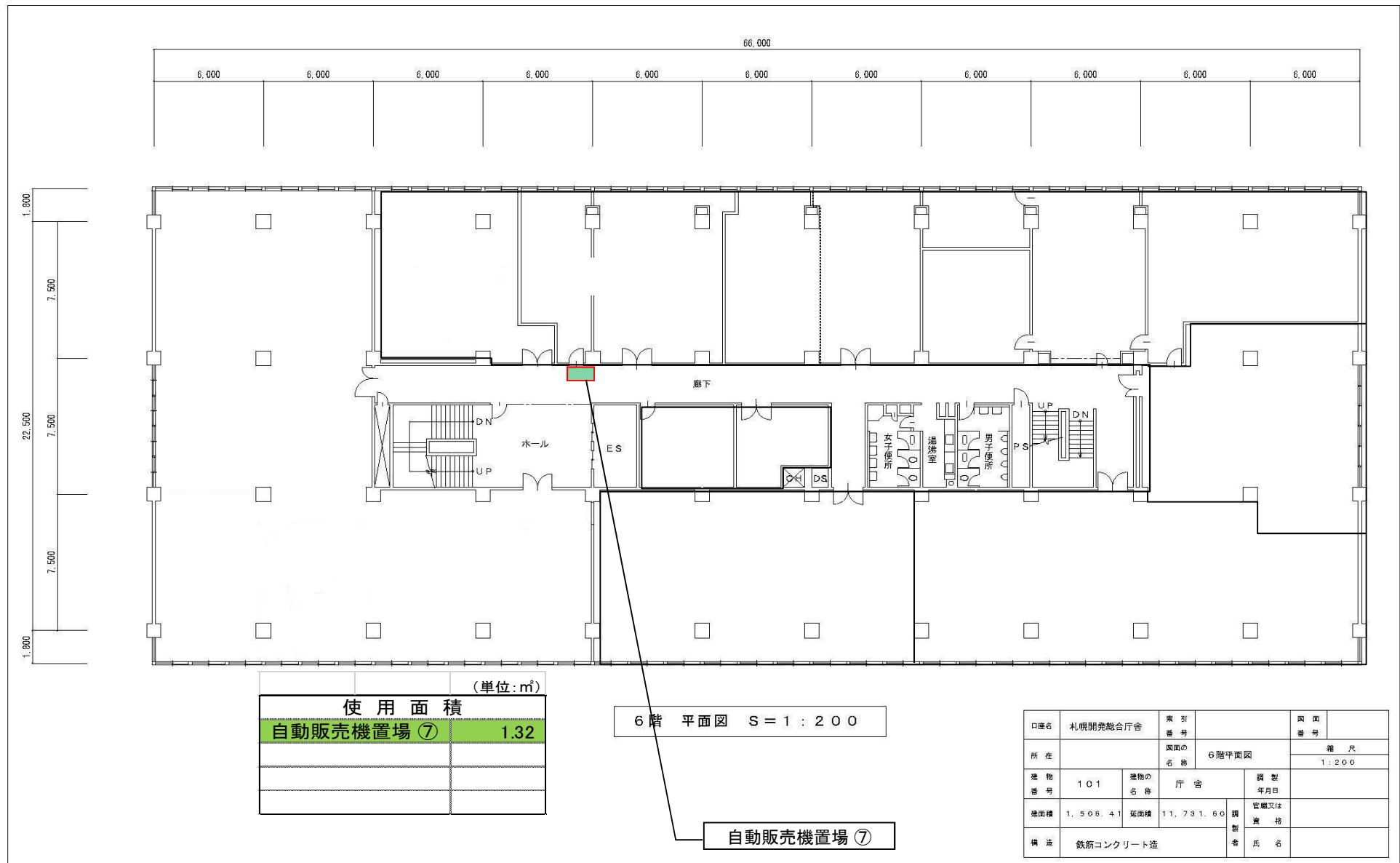
口座名

札幌開発総合庁舎

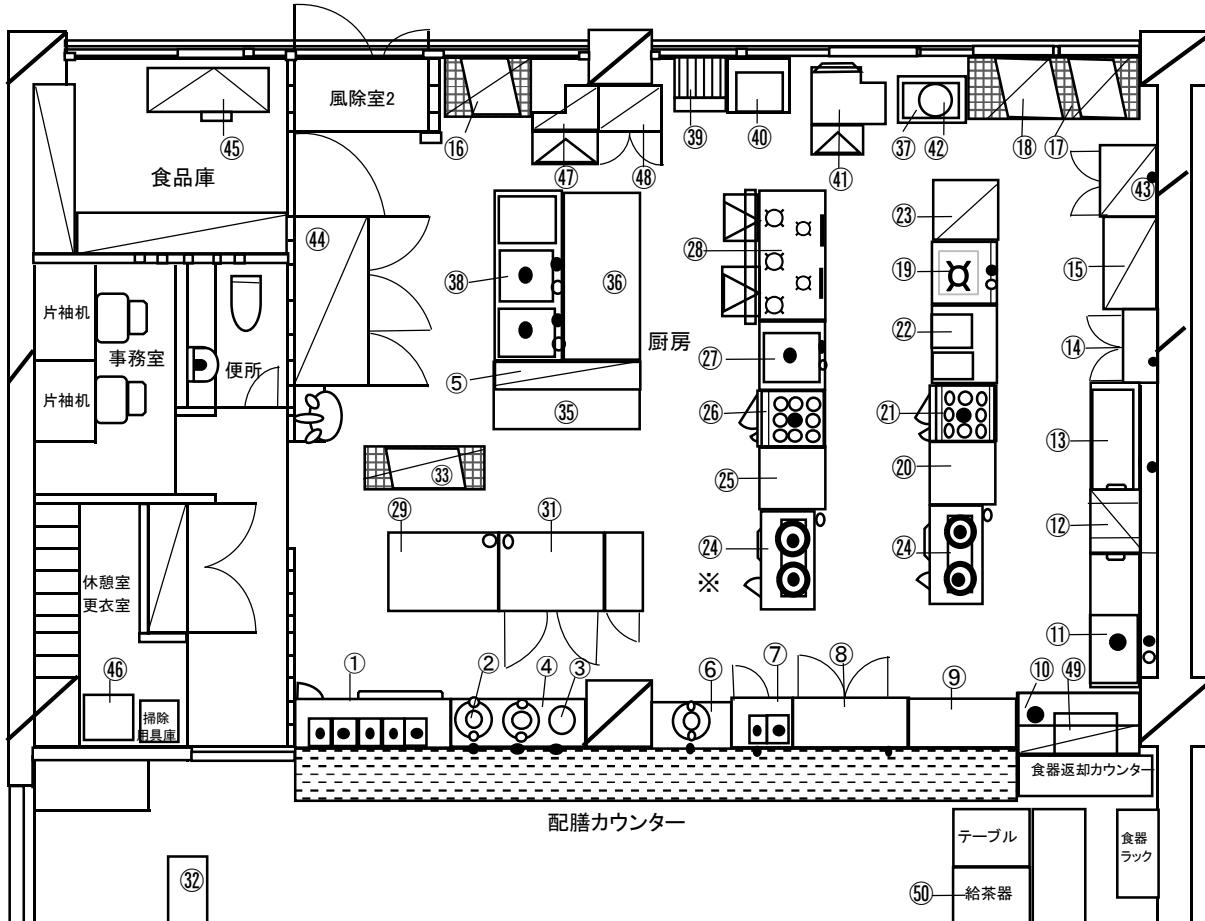
名 称

庁舎





札幌開発総合庁舎 食堂施設及び物品一覧表(図面・目録)



	名称	仕様	数量	交換不可		名称	仕様	数量	交換不可
1	電気ウォーマーテーブル	1/2ホテルパン×5	1	○	28	ガスレンジ		1	○
2	電子ジャー	9リットル	1	○	29	調理台	下部:引戸式	1	
3	スープジャー	8リットル	1	○	30	欠番			
4	作業台		1		31	テーブル型温蔵庫	ガラス扉	1	○
5	二段棚		1		32	テーブル	キャスター付	1	
6	作業台		1		33	シェルフ	キャスター付 棚8段	1	
7	電気ウォーマーテーブル	1/2ホテルパン×1 1/3ホテルパン×1	1	○	34	欠番			
8	冷蔵コールドテーブル	240リットル	1	○	35	調理台	下部:引出式	1	
9	調理台	下部:引戸式	1		36	調理台		1	
10	シャワーシンク		1	○	37	洗米シンク		1	○
11	ソイルドテーブル	ラックレール取り付け	1	○	38	水切付二槽シンク	ドライ仕様	1	○
12	小型ドアタイプ自動食器洗浄機	70~130秒/ラック	1	○	39	ガス自動フライヤー	油量23リットル	1	○
13	クリーンテーブル		1		40	調理台	下部:引出式	1	
14	電気式食器消毒保管庫	カゴ収納数10個	1	○	41	ガス立体炊飯器	4.2~7kg×2段	1	○
15	食器戸棚		1		42	(使用不可)水圧洗米器	14kg(1斗)	1	
16	シェルフ		1		43	冷凍庫		1	○
17	シェルフ		1		44	冷凍冷蔵庫	F:235L R:1365L	1	○
18	シェルフ		1		45	冷凍ストッカー	463リットル	1	○
19	ローレンジ		1	○	46	洗濯機		1	○
20	調理台	下部:両面引戸式	1		47	製氷機		1	○
21	角形ゆで麺器	58リットル	1	○	48	乾燥機付きまな板殺菌庫	包丁20本、まな板5枚	1	○
22	調理台	下部:引出引戸付	1		49	トレー返却棚	平棚2段	1	
23	シェルフ	棚8段 キャスター付	1		50	給茶器		1	○
24	(※は使用不可)ウォーマー	キッチンポット H300 容量21L	2	○	51	テレビ(テーブル、アンプ、スピーカー付)	パナソニックMUSE-NTSCTH32WD10	1	
25	調理台		1		52	食堂用テーブル		32	
26	角形ゆで麺器	63リットル	1	○	53	食堂用椅子		120	
27	一槽シンク	ドライ仕様	1	○	※ 51~53は食堂飲食スペースに設置				

※ ○は通常の使用において補修が生じた場合に交換不可のもの。ただし、電気・ガス・上下水道に係る部分のみは発注者が行う。

販売品目と価格（食堂）

*常時提供するメニューのみを記載してください。

販売品目と価格（食堂）

*常時提供するメニューのみを記載してください。

販売品目と価格（清涼飲料水自動販売機）

※販売可能な商品ではなく、自動販売機を設置したとき、販売機に入れ販売する商品を記載してください。

※商品は、分類毎に記載してください。

※記入する必要はなく、総販売品目（延べ総数）を記入してください。

販売品目と価格（清涼飲料水自動販売機）

※販売可能な商品ではなく、自動販売機を設置したとき、販売機に入れ販売する商品を記載してください。

※商品は、分類毎に記載してください。

※販売品目は、自動販売機ごとに記入する必要はなく、総販売品目（延べ総数）を記入してください。